

宮崎市観光戦略課
令和5年6月13日

「インバウンド誘客戦略事業」業務委託 に対する質問と回答について

	質問項目	質問内容	回答
1	実施要領8 仕様書8(3)	参加に際して、JVでの提案は可能か。	本業務は単体業者への発注とするため、JVでの提案を認めておりません。
2		業務分担により専門性を活かした形で委託を行う場合は、一部の委託は可能か。 その場合、様式第5号の業務執行体制に明記すればよいか。	あらかじめ委託者の承認を受けた場合には、業務の一部を委託することは可能です。 業務の一部を委託する予定である場合は、様式第5号の業務執行体制に、委託する業務内容が分かるように記載してください。
3	実施要領8(2)	様式第4号のうち「2 類似業務の実績」において、類似実績を全て記入し、記入した全ての実績を示す資料（契約書、報告書の概要等）の添付が必須か。	様式第4号に記載した実績及び提出された実績を示す資料をもとに評価を行います。 なお、評価にあたっては、提出された実績のうち、「インバウンドの誘客促進にかかる戦略策定業務」と「戦略策定業務以外のインバウンドの誘客促進にかかる業務」について、本業務と同等の各10件程度を優先します。